

# 第39期

## 定時株主総会招集ご通知

**開催日時** 2022年6月24日（金曜日）午前11時

**開催場所** 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号  
当社本社（静岡本部）9階 903教室

### 決議議案

- 第1号議案  
剰余金の処分の件
- 第2号議案  
定款一部変更の件
- 第3号議案  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案  
監査等委員である取締役3名選任の件

### 目次

第39期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
事業報告	13
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告書	33

### 新型コロナウイルス感染防止の対応について

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止の観点から、以下のとおりの対応とさせていただきます。

- ①総会のご来場を見合わせ、書面により事前に議決権行使をしていただくことを推奨いたします。  
（詳細は3ページをご参照ください。）
- ②ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。
- ③株主総会終了後の「会社説明会」につきましても、取り止めとさせていただきます。
- ④会場は、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。
- ⑤出席役員及びスタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。
- ⑥ご来場の株主様におかれましても、マスクのご着用をお願い申し上げます。
- ⑦ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、スタッフがお声がけをさせていただきますことがございます。

何卒、事情をご推察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2022年6月23日（木曜日）午後7時

株式会社 **秀英予備校**

証券コード 4678

## 企業としてのパーパスが問われる時代

地球温暖化による大規模な自然災害、収束の目処が立たない新型コロナウイルス感染症、米中覇権争い、ロシアのウクライナ侵攻など、世界は先が見えない不安定な状況となっております。

当業界の市場規模は、これまで少子化によるマイナス要因が、通塾率と顧客単価の上昇によって相殺されてきました。

少子化はさらに進行しています。通塾率も顧客単価もほぼ上限になっていると思われる。したがって、今後の市場規模は減少すると予測されています。

外的環境が大きく変化している時代において、企業として存続、成長していくには、企業としてのパーパス（存在意義）をいま一度明確にし、全社員の共通認識とすること、社員一人ひとりのパーパスの自覚が大前提と考えております。

市場規模は縮小していますが、学習塾に対する需要がなくなるわけではありません。生徒・保護者のニーズに十二分に応えられる企業が存続、成長できる時代になる、と考えております。

厳しい経営環境において、企業としてより一層逞しく成長していく覚悟です。

2022年6月  
代表取締役社長 渡辺 武

### 経営理念

- 1、社会に貢献する  
売上・利益は貢献度に比例し、後からついてくる
- 2、顧客の期待以上のサービスを提供する  
評価するのは顧客、顧客は競合他社と相対的に評価する
- 3、風通しの良い会社とする  
チームワークを高め、活性化した組織を作る

株主各位

静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号  
**株式会社 秀英予備校**  
代表取締役社長 渡辺 武

## 第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止の観点から、書面により事前に議決権行使をしていただくことを推奨いたします。お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後7時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前11時
2. 場 所 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号 当社本社（静岡本部）  
9階 903教室  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第39期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第39期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
  - ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び定款の定めに基づき、当社ウェブサイト (<https://www.shuei-yobiko.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。従いまして、本提供書面は、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した書類の一部であります。
  - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://www.shuei-yobiko.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

# 議決権行使についてのご案内

4 ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 書面による議決権行使

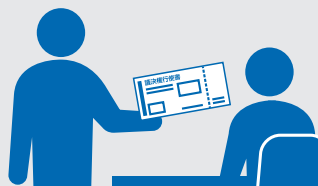


### 行使期限

2022年6月23日（木曜日）  
午後7時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否  
をご表示いただき、行使期限までに当社株主  
名簿管理人に到着するようご返送ください。

## 株主総会へ出席



### 株主総会日時

2022年6月24日（金曜日）  
午前11時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、  
会場受付にご提出ください。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。安定的な経営基盤の確保と株主資本利益率の向上に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当の継続を業績に応じて行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、通期業績等を総合的に勘案しました結果、第39期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき6円00銭 総額40,258,086円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月27日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、変更のない条文についてはその記載を省略しております。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>1</u> (条文省略)</p> <p><u>2</u> (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附 則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 《第 2 号議案 定款一部変更の件に関する補足説明》

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

電子提供制度は、上場会社に対して強制適用されることから、当社では、次回（2023年 6 月）の株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ等）のみをお届けする予定です。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行株式会社へお問い合わせください。



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は任期満了となります。つきましては、経営体制のさらなる強化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会において慎重に検討を行った結果、監査等委員会は本議案で提案されている取締役候補者について特段の指摘すべき意見はないと判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	わたなべ たけし 渡辺 武 1948年6月14日生	1977年3月 安倍口英数塾創業 1984年11月 当社設立代表取締役社長就任（現任） 2008年3月 小中事業本部長就任 2009年7月 新規事業本部長就任 2014年4月 新規事業本部（現 映像本部）長就任（現任） 2021年3月 第5事業本部長就任	159,500株
2	わたなべ きよこ 渡辺 喜代子 1950年7月27日生	1979年11月 安倍口英数塾入社 1984年11月 当社設立取締役就任 1994年4月 常務取締役就任 1995年3月 管理本部長就任（現任） 1999年5月 専務取締役就任（現任） 2010年4月 管理本部ITシステム部長就任（現任） 2020年3月 小中第1事業本部長就任 2020年6月 管理本部経理部長就任 2021年3月 管理本部人事総務部長就任（現任）	148,300株
3	やまうち よしあき 山内 義明 1951年7月19日生	2002年1月 当社入社 高校事業本部中部本部長就任 2004年4月 高校事業本部名古屋本部長就任 2006年3月 高校事業本部長就任（現任） 2006年6月 取締役就任 2007年3月 高校事業本部北海道本部長就任 2008年6月 常務取締役就任（現任） 2014年4月 高校事業本部iD高校本部長就任	—

# 株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
4	林 眞 吾 はやし しんご 1968年9月22日生	1995年5月 当社入社 2000年3月 小中学部山梨事業本部長就任 2007年12月 株式会社東日本学院出向 副社長就任 2009年6月 株式会社東日本学院 取締役副社長就任 2013年10月 小中事業本部東海第1本部長就任 2015年6月 取締役就任(現任) 小中事業本部長就任 2016年3月 小中第2事業本部長就任 2019年3月 小中第4事業本部(現 第5事業本部) 長兼山梨本部長就任(現任) 2021年3月 第4事業本部(現 第5事業本部) 神奈川本部長就任(現任)	11,500株
5	鈴木 高 宏 すずき たかひろ 1971年8月28日生	1995年4月 当社入社 2008年3月 小中事業本部東海第3本部長就任 2011年3月 小中事業本部北海道本部長就任 2013年3月 新規事業本部 i D直営第1本部長就任 2015年3月 小中事業本部静岡第2本部長就任 2017年12月 小中第1事業本部静岡 i D・P A S本部長就任 2018年3月 i D・P A S統括支援本部長就任 2019年6月 取締役就任(現任) 2019年8月 小中第3事業本部長兼北海道第2本部長就任 2021年3月 営業企画室長兼第6事業本部長兼業務本部長就任(現任)	5,900株
6	※加藤 和 也 かとう かずや 1970年9月22日生	1993年3月 当社入社 2001年3月 小中事業本部山梨本部長就任 2004年3月 小中事業本部志太本部長就任 2006年3月 小中事業本部三重本部長就任 2008年3月 小中事業本部東海第2本部長兼東海第3本部長就任 2008年10月 小中事業本部東海第2本部長兼東海第3本部長兼福岡本部長就任 2013年3月 小中事業本部神奈川本部長就任 2018年3月 小中第3事業本部長兼北海道第2本部長就任 2020年3月 第1事業本部静岡中部本部長就任 2021年3月 第1事業本部長就任(現任)	14,000株

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 各候補者の選任理由は以下のとおりであります。
- (1) 渡辺武氏は、当社の創業者であり、当社設立時から代表取締役社長であります。企業経営者として培ってきた豊富な知識と経験に加え、一步も二歩も先を読み、事業戦略を立案、推進する取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (2) 渡辺喜代子氏は、当社の創業者である渡辺武氏の配偶者であり、当社設立時から取締役であります。一貫して管理部門の責任者として機能的かつ効率の高い経営を実践しており、取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (3) 山内義明氏は、2002年入社以降、予備校業界のエキスパートとして、高校事業本部の部長職を歴任し、2006年取締役に就任いたしました。多様化する高校生・卒生マーケットのニーズに対応した経営を実践する取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (4) 林眞吾氏は、1995年入社以降、小学生・中学生対象の学習塾事業の教師職、室長職、管理職を経験し、2000年には山梨県の責任者、2007年には株式会社東日本学院副社長に就任、2015年当社取締役に就任いたしました。長年の現場経験とリーダー経験を経営に反映する取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (5) 鈴木高宏氏は、1995年入社以降、小学生・中学生対象の学習塾事業の教師職、室長職、管理職を経験し、北海道、静岡県などの各地域の責任者として会社の発展に貢献、2019年取締役に就任いたしました。現在は事業企画及び経営企画を中心に担当しており、今後も当社の成長戦略を指揮し、企業価値を高めていく取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (6) 加藤和也氏は、1993年入社以降、小学生・中学生対象の学習塾事業の教師職、室長職、管理職を経験し、三重県、福岡県への進出を成功させるなど当社の事業に精通しており、幅広い視点での職務執行が期待できることから、今後の当社の経営全体を牽引する取締役として、職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役佐竹利文氏及び村松夏夫氏は任期満了となり、また萩原茂樹氏は退任いたしますので、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	しみず たかよし ※清水 崇 仁 1968年4月28日生	1994年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社 1998年4月 公認会計士登録 2022年5月 有限責任監査法人トーマツ退社	—
2	さたけ としふみ 佐竹 利 文 1956年6月23日生	1981年10月 鈴木峰雄税理士事務所入所 1983年5月 鈴木守税理士事務所入所 1988年9月 佐竹利文税理士事務所開業（現在に至る） 2006年6月 当社監査役就任 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現在に至る）	—
3	むらまつ なつお 村 松 夏 夫 1949年7月11日生	1972年4月 静岡新聞社・SBS静岡放送入社 2007年6月 静岡新聞社 取締役販売局長就任 2013年6月 同社常務取締役就任 2016年6月 同社常勤顧問就任 2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現在に至る）	—

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 清水崇仁氏、佐竹利文氏及び村松夏夫氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は佐竹利文氏及び村松夏夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、清水崇仁氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
5. 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要は以下のとおりであります。
- (1) 清水崇仁氏は、公認会計士として、上場企業の監査を中心に、コンサルティング業務や社内管理業務を幅広く経験しております。同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、専門的な知識や経験をもとに当社グループの持続的な成長と、コーポレートガバナンス体制の確立に寄与していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (2) 佐竹利文氏は、税理士事務所を開業しており、財務及び会計に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有しております。同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、専門的な知識や経験を活かし、客観的な立場から助言をいただいております。今後も客観的かつ透明性をもって当社に対する監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- (3) 村松夏夫氏は、長年にわたる営業・販売・経営の経験及び実績を有しており、その豊富な知識と見識を活かして当社の経営全般に助言をいただいております。今後も幅広い視点からの助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。
6. 佐竹利文氏及び村松夏夫氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、佐竹利文氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年、村松夏夫氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

以上

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 経営成績等の概況

#### (1) 当期の経営成績の概況

当連結会計年度においては、新型コロナウイルスの感染が全世界に蔓延して2年が経過しましたが、未だ収束の見通しが立っておらず、多くの産業が大きな痛手を被るところとなっております。また、年度末からはロシアがウクライナに侵攻し、長く続いた「戦後」が終わり、世界は政治・経済・文化などあらゆる分野において非常に不安定な状況に遭遇しております。

当業界における市場規模は、外出不安などにより大きく落ち込んだ状況からは概ね回復しましたが、コロナ禍による家計収入の減少などの影響により、コロナ禍前には戻りきっておりません。

このような情勢のもと当社グループにおきましては、

- ① 個別部門における差別化戦略を確立すること
- ② 集団部門における新しい差別化戦略を確立すること
- ③ 「新iD予備校」を校舎運営の標準モデルとすること
- ④ 高校部の新しいビジネスモデルを確立すること
- ⑤ FC部門においては、地域を限定したオーナー募集を行い、効率的なSV活動を行うこと
- ⑥ 経費節減を徹底し、営業費用を軽減すること

を経営の柱として取り組んでまいりました。

売上におきましては、より木目細やかな本部経営を行えるよう組織の再編成をいたしました。また、全社横断型の各種プロジェクトを立ち上げ、教育サービス全体のクオリティの向上、募集活動の効率化、組織の活性化を図りました。

営業費用におきましては、前期末に閉鎖した校舎の地代家賃等が減少する一方、期中平均従業員数の増加に伴い人件費が増加いたしました。また、英語4技能対策アプリ導入に伴うライセンス使用料の発生、タブレット端末機購入・校舎無線LAN設備取得による事務用消耗品費の増加、校舎の大規模修繕発生に伴い保守修繕費が増加するところとなりました。

営業外損益におきましては、有利子負債の減少に伴い、支払利息が減少しております。

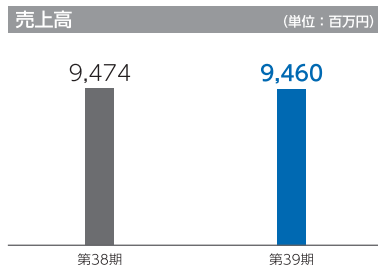
特別損益におきましては、新型コロナウイルス感染症による業績の落ち込みから全体としては回復基調にあるものの、一部の校舎につきましては生徒数の回復には至っておらず、店舗閉鎖損失及び減損損失を計上いたしました。

また、退職給付に係る資産の計上に伴い、それに対応する繰延税金負債が63百万円増加したこと等により法人税等調整額が59百万円となりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は10,906百万円（対前年同期比0.8%増）、営業利益は439百万円（対前年同期比16.0%増）、経常利益は435百万円（対前年同期比19.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は41百万円（対前年同期比72.1%減）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

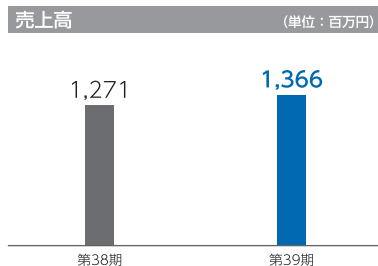
## 小中学部



小中学部におきましては、コロナ禍に伴い、十分な学習時間を確保できないという生徒・保護者の“学習の不安”に対応し、授業前後の換気を徹底するとともに、少人数クラスの設定、オンライン授業・保護者会の導入を行ってまいりました。結果として、前期に大きく落ち込んだ生徒数をほぼコロナ禍前の状況とすることができました。また、開発した学習支援ツールを駆使し、家庭における生徒・保護者との関係性も強化、年度途中での退塾者数をさらに減少させることができました。以上により、売上高は前期末で19校舎の閉鎖があったものの、既存校での売上増により、ほぼ横ばいとなりました。

その結果、小中学部の売上高は9,460百万円（対前年同期比0.2%減）、セグメント利益は1,190百万円（対前年同期比1.3%減）となりました。

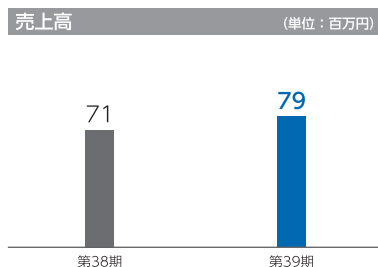
## 高校部



高校部におきましては、知識と授業力を持った正社員教師による少人数での集団授業、難関大学・国公立医学部学生による質問対応「ASSIST」、正社員教師による「1：1個別指導」など、生徒個々のニーズに対応した教育サービスを提供してまいりました。また、校舎運営スタッフ・正社員教師による日常的な生徒とのコミュニケーションの実行などによって、年度途中での退塾者数も減少させることができました。今期におきましては、受講単価の高い高3受験学年の生徒数が多かったことにより業績向上に寄与しました。

その結果、高校部の売上高は1,366百万円（対前年同期比7.5%増）、セグメント利益は170百万円（対前年同期比49.4%増）となりました。

## その他の教育事業



その他の教育事業におきましては、映像型のFC事業を中心に取り組んでまいりました。今期におきましては、1校舎当たりの生徒数増加にむけて、オンラインによるSV活動を積極的に行い、一定の成果をあげることができました。また、オンラインによるSV活動のため、交通費・宿泊費などの経費を大幅に抑えることができました。

その結果、その他の教育事業の売上高は79百万円（対前年同期比11.1%増）、セグメント利益は37百万円（対前年同期比34.9%増）となりました。

(部門別売上高)

部 門	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		対前期比
	金 額(百万円)	構成比(%)	金 額(百万円)	構成比(%)	増減率(%)
小 中 学 部	9,474	87.6	9,460	86.8	△0.2
高 校 部	1,271	11.7	1,366	12.5	7.5
その他の教育事業	71	0.7	79	0.7	11.1
合 計	10,816	100.0	10,906	100.0	0.8

## 2. 設備投資等及び資金調達の状況

### (1) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は137百万円であり、主に各事業における設備増強を行いました。

### (2) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の所要資金は自己資金より賄いました。



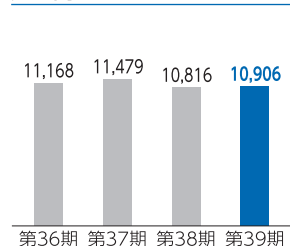
### 3. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 36 期 2019年 3 月 期	第 37 期 2020年 3 月 期	第 38 期 2021年 3 月 期	第 39 期 (当連結会計年度) 2022年 3 月 期
売 上 高(百万円)	11,168	11,479	10,816	10,906
営 業 利 益(百万円)	5	581	378	439
経常利益又は 経常損失(△)(百万円)	△28	557	364	435
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△396	536	149	41
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△59.08	79.93	22.34	6.22
総 資 産(百万円)	11,890	11,247	11,082	10,700
純 資 産(百万円)	4,020	4,461	4,646	4,618
1株当たり純資産額(円)	599.27	664.92	692.48	688.30

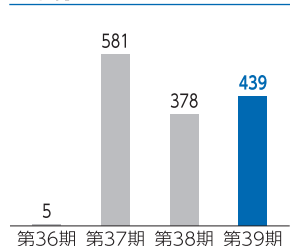
(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

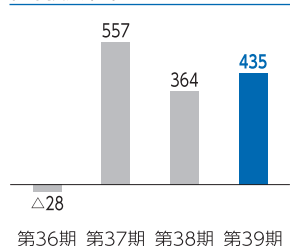
売上高 (単位:百万円)



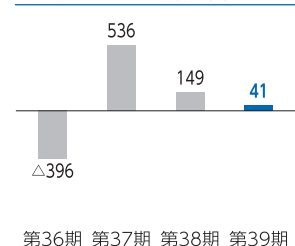
営業利益 (単位:百万円)



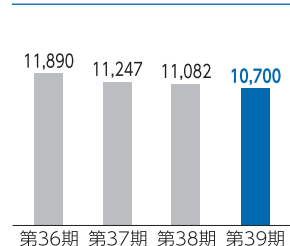
経常利益又は  
経常損失(△) (単位:百万円)



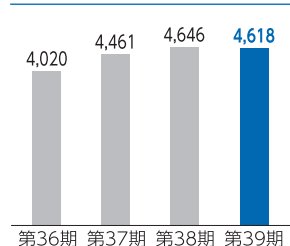
親会社株主に帰属する当期純利益又は  
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位:百万円)



総資産 (単位:百万円)



純資産 (単位:百万円)



## 4. 対処すべき課題

### (1) 小中学部

- ① 集団部門の生徒数・売上高減少をほぼ下げ止めたが、今後は新しい差別化戦略によって増加させていくこと。そのために、開発した「夢ノート」や「コムル」などの学習支援ツールを駆使し、生徒の学習モチベーションの高揚を図り、保護者とのコミュニケーションを徹底すること。また定期テスト対策を効率的に行い成績向上を図ること。
- ② 講師による個別指導部門においては、差別化戦略を全本部で確実に実行し、生徒数・売上高の上昇トレンドを維持すること。
- ③ 映像による個別指導部門においては、差別化戦略を校舎運営の基本とし、生徒数・売上高を引き続き伸長させること。また、映像コンテンツの開発、クオリティの向上を図ること。

### (2) 高校部

- ① 正社員教師中心の集団授業、個別質問対応のASSIST、プロ教師による「1:1個別指導」など、生徒個々のニーズに対応した教育サービスを提供し、全体としての生徒数・売上高の向上を継続すること。
- ② 難関大学、国公立大学の医学部、中堅大学への合格実績を伸長し、ブランド力の向上を図ること。

### (3) その他の教育事業

- ① FC校の1校舎当たりの生徒数・売上高の向上を図ること。そのために、直営校の校舎運営のノウハウと、Zoomなどを使ったオンラインによる効率的なSV活動を行うこと。

### (4) 全部門

- ① 利益増加のため、契約期間を経過した校舎のテナント物件への移転、又は家賃交渉を行い、経費削減を行うこと。また、市場規模の縮小、その他の事由により損益分岐点を下回った生徒数の校舎を閉鎖し、売上・利益が期待されるエリアへの新設、スクラップ&ビルドも引き続き行うこと。また管理職がより一層現場に関わり、現場でOJT、活動の進捗管理ができるように事業本部を細分化すること。
- ② 感染力が強い変異型の新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、未だに収束が見通せないところとなっている。また、収束後においては、社会全体が大きく変わっていくことが予測されており、公教育、私塾教育も例外ではない。上記状況を踏まえ、アフターコロナにおける課題を想定し、逸早く対応し、新しいビジネスモデルを確立すること。
- ③ アフターコロナにおいては、ライブ授業とオンラインによる遠隔授業が、それぞれの長所を活かした形で並行して実行されていくと思われる。遠隔授業運営のノウハウをさらに進化させ、時代を先取りした新しい授業スタイルを確立すること。

## 5. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	出資比率 (%)	主要な事業の内容
㈱東日本学院	10,000	100.00	小中学部・高校部の学習塾の経営

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## 6. 主要な事業内容

- ・大学受験予備校の経営
- ・教材、書籍の出版
- ・映像動画による教育コンテンツの配信事業
- ・学習塾の経営
- ・模擬テストの実施
- ・フランチャイズ事業
- ・学童保育の経営

## 7. 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

本社 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号



NETWORK

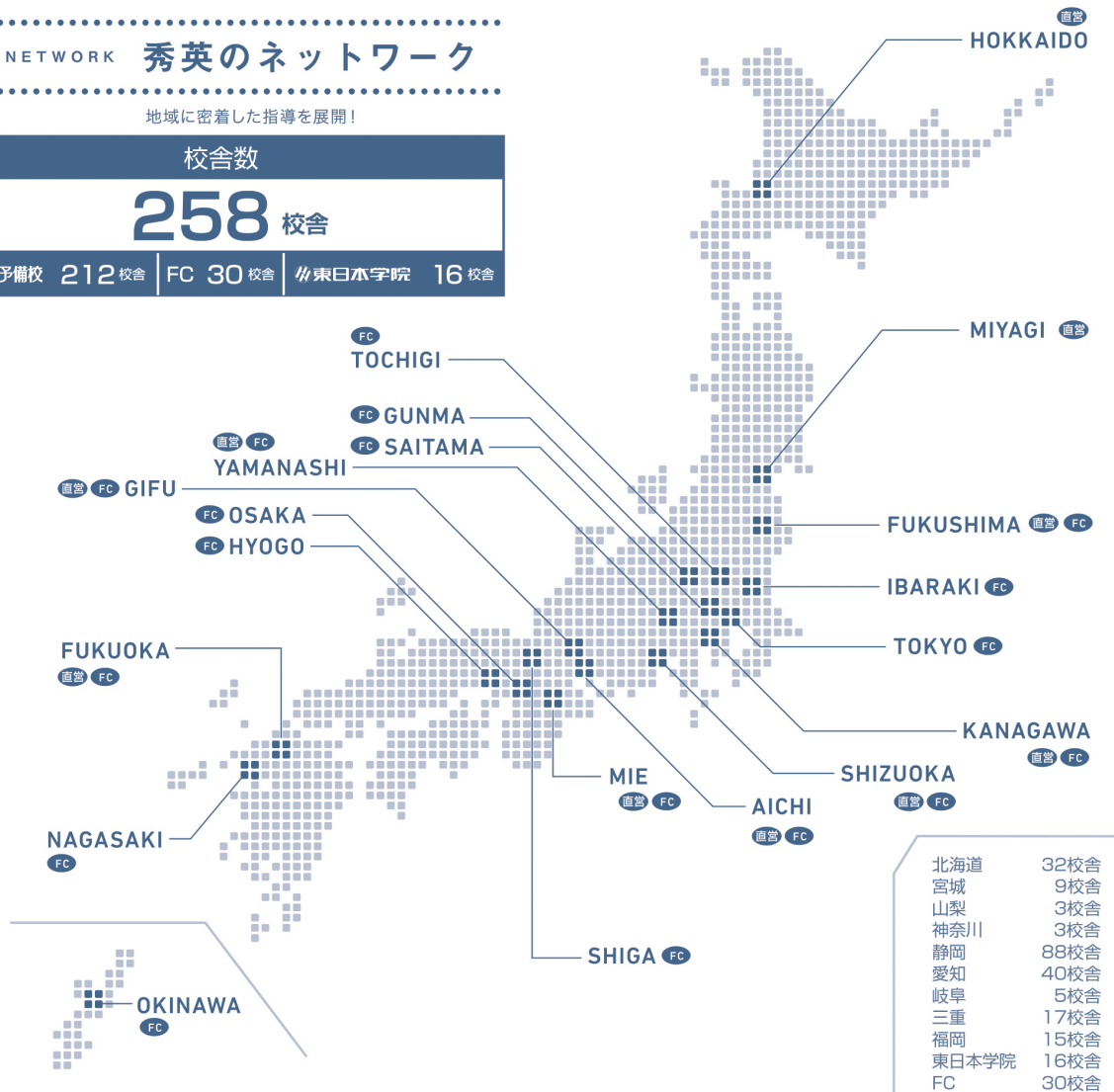
秀英のネットワーク

地域に密着した指導を展開!

校舎数

**258** 校舎

秀英予備校 212 校舎 | FC 30 校舎 | 東日本学院 16 校舎



## 8. 従業員の状況

### (1) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減（名）
小中学部	541	△4
高校部	89	1
その他の教育事業	4	1
全社（共通）	43	△5
合 計	677	△7

- (注) 1. 臨時雇用者の当連結会計年度の1ヶ月当たり平均雇用人数（8時間/日換算）は494名であり、大半は個別指導講師、チューター（個別質問対応・事務補助）、高校部の年間契約講師、派遣社員、契約社員であります。なお、この人員につきましては、上記の従業員数には含まれておりません。
2. 全社（共通）は、人事総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

### (2) 当社の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
小中学部	498	△3	35.5	11.4
高校部	84	1	37.2	12.8
その他の教育事業	4	1	44.3	20.3
全社（共通）	38	△5	34.8	11.5
合 計	624	△6	35.8	11.7

- (注) 1. 臨時雇用者の当事業年度の1ヶ月当たり平均雇用人数（8時間/日換算）は464名であり、大半は個別指導講師、チューター（個別質問対応・事務補助）、高校部の年間契約講師、派遣社員、契約社員であります。なお、この人員につきましては、上記の従業員数には含まれておりません。
2. 全社（共通）は、人事総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

## 9. 主要な借入先

借 入 先	借入金残高（百万円）
株 式 会 社 静 岡 銀 行	515
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	296
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	197

## Ⅱ. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 普通株式 19,240,000株
2. 発行済株式の総数 普通株式 6,710,000株 (自己株式319株を含む。)
3. 株 主 数 21,954名 (前期末比+2,587名)
4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
有 限 会 社 シ ュ ー エ イ	2,243,400	33.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	301,100	4.48
秀英予備校従業員持株会	276,800	4.12
渡 辺 武	159,500	2.37
渡 辺 喜 代 子	148,300	2.21
株 式 会 社 静 岡 銀 行	104,000	1.54
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	100,000	1.49
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	56,542	0.84
渡 辺 悟	27,600	0.41
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	24,000	0.35

(注) 持株比率は、自己株式(319株)を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 辺 武	映像本部長
専務取締役	渡 辺 喜代子	管理本部長 ITシステム部長 人事総務部長
常務取締役	山 内 義 明	高校事業本部長
取 締 役	林 眞 吾	第5事業本部長 山梨本部長 神奈川本部長
取 締 役	鈴 木 高 宏	営業企画室長 第6事業本部長 業務本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	萩 原 茂 樹	
取 締 役 (監査等委員)	佐 竹 利 文	税理士
取 締 役 (監査等委員)	村 松 夏 夫	

- (注) 1. 取締役(監査等委員)の佐竹利文及び村松夏夫の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)の佐竹利文及び村松夏夫の両氏は、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 取締役(監査等委員)の佐竹利文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会の社内からの円滑な情報収集や、内部監査部門との緊密なやりとりを通じた連携の実効性の確保のため、萩原茂樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。
6. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動はありません。

## 2. 取締役の報酬等

### 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月30日開催の取締役会において、役員報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法が当該決定方針と整合していること、監査等委員である社外取締役の意見、助言が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

その内容は以下のとおりです。

#### (1) 基本方針

当社の取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関して、役員の役割及び職責等に相応しい水準とすることを方針としており、固定報酬と業績を勘案の上支給される役員賞与で構成されております。

#### (2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の第33期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額は年額2億5千万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の総額は年額5千万円以内で決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）です。

#### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の報酬は、取締役会にて代表取締役社長の渡辺武に一任することを決議した後、最終的に代表取締役社長が、担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社の動向等を踏まえ、社内取締役1名、社外取締役2名からなる監査等委員会の意見、助言を得ながら、総額の範囲内で適切に決定しております。

その権限の内容は、個人別の報酬等の全部に関する内容の決定となります。当社全体の状況を俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることから、当該権限を委任しております。

#### (4) 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役の報酬に関しては、固定報酬で構成されており、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査等委員会にて、常勤監査等委員と非常勤監査等委員の業務の分担等を勘案し、協議・決定しております。



(5) 取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類の別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	172 (-)	172 (-)	-	6 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	16 (3)	16 (3)	-	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	188 (3)	188 (3)	-	9 (2)

### 3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況と役割
取締役 (監査等委員)	佐竹利文	当期開催の取締役会10回のうち10回に出席し、また、当期開催の監査等委員会11回のうち11回に出席、主に税理士の経験からの発言を行っております。 財務及び会計に関する豊富な経験と高度な専門知識を有していることから、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	村松夏夫	当期開催の取締役会10回のうち10回に出席し、また、当期開催の監査等委員会11回のうち11回に出席、主に経営の経験からの発言を行っております。 長年にわたる営業・販売・経営の経験により幅広い知識と見識を有していることから、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

## IV. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

かなで監査法人

(注) 2021年6月25日開催の第38期定時株主総会において、新たにかなで監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 23,500千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社グループと会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23,500千円

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## V. 会社の体制及び方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社は、株主の皆様をはじめ、従業員、生徒、保護者、取引先、地域社会等の各ステークホルダーからの要請・期待に応えることを目指し、その実現のため、コンプライアンス規程を制定・施行し、取締役及び使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努めており、その結果としての企業価値向上を経営上の基本方針としております。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は、取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報規程を制定・施行しております。株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努めております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、経営会議、営業会議の議事録を法令及び規程に従い作成し、適切に保管及び管理しております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社のリスク管理は、管理本部長を責任者とする管理本部にて対応しております。管理本部では、対顧客トラブル、営業上の諸問題、社内トラブル等につき随時営業部門の責任者より報告を受け、対応しております。また、必要に応じて顧問弁護士に相談し、対応を検討しております。さらに、当社及び当社子会社に及ぼすリスクの程度が大きいと判断される場合は、経営会議にて対応を検討いたします。

また、内部通報規程により、法令及び規程違反行為は管理本部に通報される体制が構築されており、当該法令違反行為等が重大と認めるときは直ちに代表取締役へ報告される体制が整っております。さらに、定期的に内部監査室が事業所の監査を行うことにより規程どおり運営されているかどうか、その状況を含め、代表取締役と監査等委員会に報告されております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、地域ごとに営業拠点を統括する本部長と業務執行取締役等との営業会議を定期的に開催し、各地域の営業状況の報告、課題の検討等を行っております。また、定時及び臨時の取締役会、経

当会議において、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

また、中期経営計画及び年次事業計画に基づいて、目標達成のために活動し、その進捗状況の管理を行っております。

- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
子会社を監査役設置会社とし、当社の取締役及び使用人が取締役及び監査役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制としております。また、子会社を監査の対象とし、監査の結果は定期的に当社の代表取締役に報告される体制となっており、監査等委員会は当社及び当社子会社の内部統制状況を把握・評価しております。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に関する指示の実効性に関する事項  
監査等委員会を補佐する担当部署や担当者は設けておりませんが、監査等委員会の要請に応じ、情報等を提供する体制をとっております。  
なお、監査等委員会よりその業務に必要な要請を受けた従業員は、その要請に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとしております。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
常勤監査等委員は、取締役会・経営会議に出席するとともに重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を確認するため営業会議の議事録を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求めています。取締役及び使用人は、監査等委員会からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告しております。また、監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制を整えております。  
なお、監査等委員会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っております。
- (8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針  
監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理については、取締役（監査等委員）規程を制定・施行し、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制となっております。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は前述の内部統制システムの整備を行い、取締役会及び経営会議において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。また、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるように努めております。

また、常勤監査等委員は、監査等委員会監査のほか、代表者及び管理職との面談、社内的重要会議への出席、子会社往査等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関わる事項を監視できる体制を整備しております。内部監査室も独立した観点から定期的に実査を中心として内部監査を実施しており、日々の業務が行われている中で、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないか検証しております。また、内部監査室は、内部統制システムの有効性に関する自己点検を毎年行い、その結果を経営会議メンバーによる内部統制委員会に対し報告しております。

## 3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの経営の基本方針の実行と企業価値ひいては株主共同の利益の向上に継続して取り組む者であるべきと考えております。

当社グループの経営の基本方針

- (1) 学習効果が最大限期待できる機能的な校舎を開設し、インターネット環境などのインフラが構築されている等、高度なニーズに応えられる快適な学習空間を提供すること
- (2) 高均一な授業、学習・進学指導を中心とした教育サービスを提供し、学校外教育に対する高いレベルのニーズに応えること
- (3) 膨大な潜在的ニーズがあるにもかかわらず、全国的にも運営ノウハウが確立されていない現役高校生部門を拡充させること
- (4) 映像ビジネス分野において、教育コンテンツの動画配信サービスを提供し、家庭及び教育現場での学習効果を高めること
- (5) 需要の高い個別指導分野において、習熟度に合わせたきめ細かい指導を徹底し、幅広い学習ニーズに応えること

現在のところ、当社は、当社の株式の大量取得を行う者に対し、これを防止する具体的な取組み（買収防衛策）を定めておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合は、社外の専門家も交え、当該取得者の提案内容等を、株主共同の利益等に照らして慎重に判断いたします。

当該大量取得が不適切な者によると判断した場合には、下記の要件の充足を前提として、必要かつ妥当な措置を講じるものとします。

- ①当該措置が基本方針に沿うものであること
- ②当該措置が当社の株主共同の利益を損なうものでないこと
- ③当該措置が当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,479,348	流動負債	2,932,102
現金及び預金	1,861,506	短期借入金	545,000
売掛金	139,792	1年内償還予定の社債	50,000
商品	94,603	1年内返済予定の長期借入金	377,580
貯蔵品	14,574	リース債務	75,313
その他	374,721	未払金	581,577
貸倒引当金	△5,850	未払法人税等	111,573
固定資産	8,212,367	未払消費税等	102,156
有形固定資産	5,879,599	契約負債	602,275
建物及び構築物	2,493,664	賞与引当金	159,107
機械装置及び運搬具	695	店舗閉鎖損失引当金	6,729
工具、器具及び備品	52,286	その他	320,789
土地	3,301,493	固定負債	3,150,348
リース資産	31,460	社債	250,000
無形固定資産	109,719	長期借入金	347,298
その他	109,719	リース債務	192,333
投資その他の資産	2,223,048	繰延税金負債	78,934
敷金及び保証金	1,879,342	退職給付に係る負債	884,368
退職給付に係る資産	228,203	資産除去債務	600,914
その他	118,459	長期リース資産減損勘定	114,590
貸倒引当金	△2,956	長期未払金	670,164
繰延資産	9,023	その他	11,744
社債発行費	9,023	負債合計	6,082,451
資産合計	10,700,740	(純資産の部)	
		株主資本	4,599,316
		資本金	2,089,400
		資本剰余金	1,835,655
		利益剰余金	674,415
		自己株式	△154
		その他の包括利益累計額	18,972
		退職給付に係る調整累計額	18,972
		純資産合計	4,618,289
		負債純資産合計	10,700,740

## 連結損益計算書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,906,137
売上原価	9,013,892
売上総利益	1,892,244
販売費及び一般管理費	1,452,932
営業利益	439,312
営業外収益	
受取利息	11,383
受取配当金	2,191
受取貸料	16,767
その他	16,392
営業外費用	
支払利息	35,074
その他	15,019
経常利益	435,953
特別損失	
店舗閉鎖損失	42,721
店舗閉鎖損失引当金繰入額	6,729
減損損失	217,424
税金等調整前当期純利益	169,078
法人税、住民税及び事業税	67,324
法人税等調整額	59,973
当期純利益	41,781
親会社株主に帰属する当期純利益	41,781

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,287,585	流動負債	2,821,132
現金及び預金	1,691,291	短期借入金	485,000
売掛金	125,847	1年内償還予定の社債	50,000
商品	90,677	1年内返済予定の長期借入金	373,572
貯蔵品	12,550	リース債務	75,313
前払費用	199,078	未払金	562,585
その他	173,989	未払法人税等	98,900
貸倒引当金	△5,850	未払消費税等	91,276
固定資産	8,153,335	未払費用	100,457
有形固定資産	5,840,616	契約負債	602,275
建物	2,437,155	預り金	70,924
構築物	45,830	前受収益	19,099
機械及び装置	695	賞与引当金	147,022
車両運搬具	0	店舗閉鎖損失引当金	6,729
工具、器具及び備品	50,475	その他	137,976
土地	3,274,999	固定負債	3,071,347
リース資産	31,460	長期借入金	250,000
無形固定資産	109,429	リース債務	332,308
ソフトウェア	96,108	繰延税金負債	192,333
電話加入権	13,321	退職給付引当金	70,578
投資その他の資産	2,203,289	資産除去債務	831,952
長期前払費用	112,909	長期リース資産減損勘定	597,283
敷金及び保証金	1,875,500	長期未払金	114,590
前払年金費用	212,286	その他	670,164
会員権	5,550	負債合計	5,892,479
貸倒引当金	△2,956	(純資産の部)	
繰延資産	9,023	株主資本	4,557,465
社債発行費	9,023	資本剰余金	2,089,400
資産合計	10,449,945	資本剰余金	1,835,655
		資本準備金	1,835,655
		利益剰余金	632,565
		その他利益剰余金	632,565
		繰越利益剰余金	632,565
		自己株式	△154
		純資産合計	4,557,465
		負債純資産合計	10,449,945



## 損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,161,290
売 上 原 価	8,397,279
売 上 総 利 益	1,764,011
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,408,334
営 業 利 益	355,677
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	11,383
受 取 配 当 金	2,191
受 取 賃 貸 料	177,657
そ の 他	16,302
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	34,539
賃 貸 収 入 原 価	140,364
そ の 他	10,808
経 常 利 益	377,500
特 別 損 失	
店 舗 閉 鎖 損 失	42,721
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	6,729
減 損 損 失	214,827
税 引 前 当 期 純 利 益	113,222
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	52,886
法 人 税 等 調 整 額	60,155
当 期 純 利 益	181

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社 秀英予備校  
取締役会 御中

かなで監査法人  
東京都中央区

指定社員 公認会計士 篠原孝広  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松浦竜人  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秀英予備校の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秀英予備校及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社 秀英予備校  
取締役会 御中

かなで監査法人  
東京都中央区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	篠原 孝広
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松浦 竜人

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秀英予備校の2021年4月1日から2022年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、当社内部監査部門、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株式会社秀英予備校 監査等委員会  
常勤監査等委員 萩原茂樹 ㊟  
監査等委員 佐竹利文 ㊟  
監査等委員 村松夏夫 ㊟

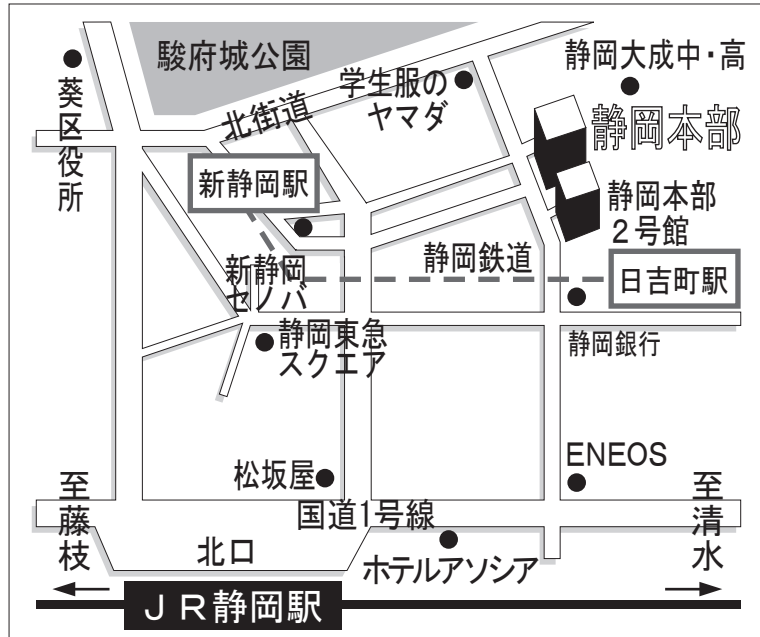
(注) 監査等委員佐竹利文及び村松夏夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



## 株主総会会場ご案内図

会場 静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目7番1号  
当社本社(静岡本部)9階 903教室  
電話 054-252-1792



※JR静岡駅北口より徒歩10分

※静岡鉄道新静岡駅より徒歩3分

※誠に勝手ではございますが、駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。